

St. Luke's International University Repository

市民が作る協働を歴史から見る：
戦国の村びとの自治と協働

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 克行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/0002000149

【第28回聖路加看護学会学術大会：特別講演7】

市民が作る協働を歴史から見る ——戦国の村びとの自治と協働——

清水 克行

前首相が語った「自助・共助・公助」という言葉が、「国を頼らず、まずは自力で」というメッセージとして受け取られ、物議を醸したことは記憶に新しい。あえてその言葉をそのまま使わせてもらえば、現代の日本社会においては「自助」と「公助」がクローズアップされることが多い反面、真ん中の「共助」が抜け落ちている、もしくは痩せ細っていることが、大きな社会的課題として指摘できる。それに対し、筆者の研究する室町時代の社会は、このうち「共助」が最も成熟した社会であろうと思われる。

13世紀後半、日本史上に地縁共同体としての村や町が出現する。それらは、村内の治安維持（自検断）、他村との交渉（水争い、山争い）、領主との交渉（年貢の村請、土一揆）などの政治的諸機能を果たし、中世民衆にとっての生命維持装置、セーフティーネットとしての役割をもった。そのため個人やイエ（自助）では対応できない問題に対して、直截に公権力（公助）を頼るのではなく、まず村や町などの共同体が下支えしていく（共助）という現象が、この時期に顕著にみられるようになっていく。まずは、この分野の開拓者である藤木久志氏、勝俣鎮夫氏の先駆的研究に学んで、この時期の村や町が果たした諸機能のうち、「跡職」保全と「村の城」の二点を具体例として解説したい。

犯罪や経済的困窮により没落した百姓の家名・財産（土地・建物）を「跡職」とよぶ。この時代は経営状態が不安定であったため、百姓の経営は浮沈を繰り返した。とくに中世には、没落した彼らの「跡職」は領主によって破壊・没収されるのが原則であった。その背景には、罪を犯した百姓を穢れた存在とみる中世社会独特の呪術的観念がある。ところが、室町～戦国期になると、「跡職」を消滅させるのは現実的ではないという発想が人々の間から生まれてくる。1504年、和泉国日根荘（現在の大阪府泉佐野市）においては、米俵を盗み処刑された百姓の田地について、村の「惣預り」（共同管理）とし、遺児の成長した後に「取り立てる」（イエを復活させる）ことを決定している。また、近江国菅浦（現在の滋賀県長浜市）の村掟のなかに「村で不届きな案件で死刑や追放

刑になった場合、その跡職は子供に相続させるのが、めでたい対応である」という規定もみられるようになる。

さらに、戦国大名武田氏の分国法「甲州法度之次第」には「失踪や死亡しても、その者の年貢は村の中で速やかに弁償せよ」という規定がみえる。これは単なる連帯責任制ではなく、村のなかで消滅した家を村がサポートして救済するという対応に基づいて定められたものと思われる。以上のように、室町～戦国期になると、全国的に跡職は村の共同管理に任せるという傾向がみられるようになる。ここに、個々の家々の経営をサポートする当時の村の役割が見てとれる。

一方、当時は戦乱が拡大した時代であり、村に他国の大名や隣村が攻め込むということも往々にしてみられた。そうしたとき、村は百姓の生命・財産を維持するため、「村の城」といわれる独自の軍事施設をもつようになる。たとえば、さきの近江国菅浦は村の入り口に「要害門」を構えて防備を固めていたことが知られており、その遺構は現在も残されている。そうした集落の要塞化により、彼らは隣国からの攻撃や不審者の侵入を防ぎ、共同体を守ったのである。おそらく、これは菅浦に限らず、戦国時代の村落の一般的な姿であったろうと思われる。

また、近江国甲賀郡（現在の滋賀県甲賀郡）には、集落の後背地に小規模な城跡が点々と残されており、いずれも地域住人が敵の襲撃を受けたときに避難・疎開するために築いた城塞と考えられている。実際、古文書のうえでも、1521年に播磨国鰯荘（現在の兵庫県太子町）に大名軍が攻めてきたとき、荘園の政所（管理事務所）の「堀の内」に百姓たちは「小屋」を作り、立て籠ったという記述が残されている。なお、このときは避難民の俵1石につき80文（現在の約8,000円）が取り立てられ、それをもって敵対する大名への和平工作費用13貫文（現在の約130万円）に充てられている。ここから、当時の人々が生命財産の保全を受ける以上、荘園の平和維持費用を負担するのは当然である、という発想をもっていたことがうかがえる。また、京都の市中の町共同体においても同様の現象はみられた。京都冷泉町の町掟には、「万一の場合は女子を見舞いにいっても、急いで戻ってくるように」との一条がみられる。当時の町が日常的に町の外に避難所を確保しており、いざというとき、女性と子供た

ちをそこに疎開させ、男性たちは地域防衛に専念するという実態があったことが、ここからうかがえよう。

以上のような室町～戦国期に生まれた村や町の諸機能は、その後、近世の幕藩制社会にも多く受け継がれる。これまで近世には中世村落の自治は否定され、衰退するという説明がなされることが多かったが、現在の研究では中世の自治は近世にも連続していると考えるのが通説となっている。幕藩制下、近世の村がもった内済制度(刑事・民事事件の示談)、村請制度(村単位の年貢請負)、寺請制度(村単位の信仰)などの諸機能は、いずれも中世に形成されたものを基礎にして築かれたものである。近世の幕藩制の精緻な支配は、そうした中世以来の村や町の自治を基礎単位として成立したものといっても過言ではないだろう。それどころか、そうした村や町を基礎にした社会は、その後、近世を越えて近代までも生き抜き、およそ1960年代の高度経済成長期まで、日本社会のセーフティーネットとしての役割を發揮した。その意味で、村や町の誕生は、教科書に載る有名な諸事件よりも政治的・経済的・文化的に遥かに大きな役割を日本史上に果たしたといえるだろう。

ただし、中世の村や町の自治も決して万能ではなかった。とくに医療、飢餓に関する扶助は、中世～近世を通じて村・町においては終始、未着手の領域であった。それらについては、依然として村や町ではなく個々の家々の「自助」に委ねられることになる。ただし、そのかわり江戸幕府では、村や町がフォローできなかった医療や飢餓の問題に対して、中世では考えられないほどの積極的な取り組みがみられる。

たとえば、五代将軍綱吉の生類憐みの令は単なる動物愛護令ではなく、捨て子の禁止、囚人の待遇改善なども視野に収めており、“生きとし生けるものの命”を尊重するという姿勢に貫かれていた。また、八代将軍吉宗が小石川養生所(市民向け医療施設)を設置したことは、吉宗の善政の一環としてよく知られているが、これも生類憐みの令の延長線上に位置づけることができよう。あるいは、幕臣長谷川平蔵の石川島人足寄場(犯罪者・ホームレスの就業支援施設)の設置なども、それまでの公権力には射程に入っていなかった新しい社会事業であり、18世紀以降、人々の生命を公権力がサポートするという思想が芽生えていたことを示している。もちろん近世においては、これらの取り組みは決して万全のものとはいえず、その充実はその後の近代国家の福祉行政の課題となる。しかし、そうした「公助」の萌芽が近世に見られ始めたことは、無視しがたい事実である。

残念ながら戦後の歴史研究では、村や町などの地縁共同体の存在はネガティブなものとして位置づけられる時期が長かった。「村八分」や「ムラ社会」の言葉に代表さ

れるように、村や町に個人の尊厳を否定する排他性が伝統的に存在したことは否定しがたい。また隣組や町内会が戦前の軍国主義の末端を担い、日本社会の前近代的な後進性・保守性を長く支えた事実も重い。しかし、個人が個人としての権利が主張できず、そもそも個人の生存すらが脅かされた前近代社会において、地縁共同体が果たした生命維持装置、セーフティーネットとしての役割は決して小さくなかった。

1980年代の歴史研究において、こうした地縁共同体の意義が再評価されるようになったのは、高度経済成長・バブル経済を経て、地縁社会の崩壊によって様々な社会問題が浮上してきたのも、要因のひとつであった。農村における過疎の進展、地方都市でのシャッター商店街の発生など、地域社会や地方社会の衰退は、いまや深刻な状況にある。これらは、個人主義が根づいたことで他人と肩を寄せ合って生きていくことを忌避する人々が一般化したことや、一億総サラリーマン化したことにより職住不一致が当たり前となり、居住地域での地縁の重要性が低下したこと、あるいは経済構造の転換などの諸事情が背景にあり、現代社会においては否応のない流れでもある。しかし、かつての地縁共同体が担った役割が、すべて不要になったかといえば、必ずしもそうとは言い切れない。

たとえば、①地域の治安維持のための防犯夜回りや地域の消防団、②危機管理のための災害備蓄倉庫の共同管理、③レクリエーションとしての盆踊りや秋祭り、などは、これまで地域社会が担ってきた重要な役割であった。しかし、いずれも現在、これらの役割の担い手が全国各地で枯渇している状況にある。①の地域防犯活動が実際の犯罪発生率の低下に役立っていることは立証済みの事実であるし、消防署などの十全な活動が期待できなくなる大規模災害級の火災においては、地域の初期消火の担い手の存在が住人の死活を分けることも、すでに指摘されている。また、②の危機管理についても、震災に見舞われた地域において「ご近所コミュニティ」が復活したという話が、ひところよく聞かれた。③の地域レクリエーションの担い手については、それが地域ではなく学校に取って代わられて久しい。しかし、その結果、それが教育現場に過大な負担を強いるものになっていることは、周知のとおりである。「自助」が不可能になり「公助」も期待できなくなったとき、残念ながらわが国では「共助」となりうるような地域共同体の代替機能を確保できていない現実がある。むろん村や町を復活させることで、それを取り戻そうというのはアナクロニズムであるが、何らかのかたちでそれに代わる、未来の新しいセーフティーネットのかたちをも模索することが、今のわれわれには求められている。